

VICS についてのお問い合わせ

VICS の車載機の動作、その他に関するもの
VICS のサービスエリアに関するもの
その他、上記に類するもの

これらの内容は、お買い上げいただいた販売店またはお近くの「ご相談窓口」(別紙参照)にお問い合わせください。

VICS の概念、計画、または表示された情報内容に関することは、
(財) VICS センターへお問い合わせください。
(但し、地図表示型の表示内容は除く)

(財) VICS センター (東京センター)

電話受付 9 : 30 ~ 17 : 45 (土曜・日曜・祝祭日を除く)
番号 03 - 3592 - 2033
06 - 6209 - 2033

FAX 受付 < 24 時間 >
FAX 番号 03 - 3592 - 5494

VICS 情報有料放送サービス契約約款

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 財団法人道路交通情報通信システムセンター(以下「当センター」といいます。)は、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 52 条の 4 の規定に基づき、この VICS 情報有料放送サービス契約約款(以下「この約款」といいます。)を定め、これにより VICS 情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後の VICS 情報有料放送サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) VICS サービス
当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM 多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス
- (2) VICS サービス契約
当センターから VICS サービスの提供を受けるための契約
- (3) 加入者
当センターと VICS サービス契約を締結した者
- (4) VICS デスクランブラー
FM 多重放送局からのスクランブル化(攪乱)された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

第 2 章 サービスの種類等

(VICS サービスの種類)

第 4 条 VICS サービスには、次の種類があります。

- (1) 文字表示型サービス
文字により道路交通情報を表示する形態のサービス
- (2) 簡易図形表示型サービス
簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス
- (3) 地図重畳型サービス
車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICS サービスの提供時間)

第 5 条 当センターは、原則として一週間に概ね 120 時間以上の VICS サービスを提供します。

第 3 章 契約

(契約の単位)

第 6 条 当センターは、VICS デスクランブラー 1 台毎に 1 の VICS サービス契約を締結します。

(サービスの提供区域)

第 7 条 VICS サービスの提供区域は、別表 1 のとおりとします。
ただし、そのサービス提供区域であっても、電波の伝わりにくいところでは、VICS サービスを利用することができない場合があります。